北極圏国における入国制限措置の現況

						赤字:更新箇所
国・地域および施設	日本からの 渡航者や日 本人の入国 または入域 ※2	日本のワク チン接種証 明書の有効 性	入国制限および例外的に入国できる者の条件	入国者に対する検疫措置	最新情報の更新日	詳細
		-	国		!	
ノルウェー	×		【外発省海外安全HP大使館からの安全情報(ノルウェー)9月25日更新】	(外務省語外安全HP (ノルウェー) 10月5日要約 全ての外国人は、原則として入国時に出発時前24時間以内に受検したPCR又は抗原検査の 遠性証明書を提示する必要がある。原則として隔離業務の生じる地域(日本を含む、)から	10月5日	外務省 海外安全HP 大使館が報 (ノルウェー) 入国制限 外外館が報 海外安から取 安全がら取 安上ウら取 大使館が手工 緩省 HP 大使館が手工 の 変全サーク 大の一部で 大の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一

			【外務省海外安全HP(アイスランド)10月5日更新】以下の者を除き、日本からの必要不可欠でない渡航(※1)は原則禁止する。ア 有効なワクチン接種証明書(※2)又は新型コロナ感染歴証明書の所持者イ アイスランド、EEA/EFTA、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン、英国居住者及びその家族ウ アイスランド居住者と交際関係にある者 ※1 「必要不可欠な渡航」の詳細については以下HP参照。《https://www.logreglan.is/english/regarding-travel-restrictions-to-iceland-as-a-result-of-covid-19/> ※2 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。	【外務省海外安全HP(アイスランド)10月5日更新】 全渡航者に対して、渡航前の指定サイト(https://visit.covid.is/)での事前登録に加え、出面前72時間以内の新型コロナウイルス検査陰性証明書(※1)の提示、空港でのPCR検査及び入国から5日後の各地診療所での2回目のPCR検査の受検を要請する。2回目の検査までは自己隔離を行う必要があり、2回目の検査で陰性になった場合に隔離を終えることができる。ただし、ワクチン接種済みの証明書(※2、※3)又は感染起証明書を所持する者について、入国から5日後の再検査及び2回目の検査までの自己隔離は措置の適用外となる。※1 氏名、生年月日、検査日及び証明書の発行日、検査が行われた場所の住所、証明書の発行元の機関名及び電話番号、検査の種類(PCR検査又は抗体検査(ELISA/serologic assay))並びに検査結果が英語、アイスラント語、デンマーク語、ノルウェー語又はスウェーデン語のいずれかで記載されている必要がある。また、2回目のワクチン接種目から2週間経過している必要がある。。 ※2 詳細は今まではいる必要がある。 ※2 詳細は今まではいまがある。また、2回目のワクチン接種目から19年の全にはつまずではいます。2回目のワクチン接種目のもで発行するアクチン接種証明書の有効性は現在確認中。		<u>外務省</u> 海外安全HP <u>(アイスランド)</u>
アイスランド	×	無効		【在アイスランド日本国大使館7月19日情報】 アイスランド政府は19日、ワクチン接種済みであっても、すべての旅行客に対しフライト 出発前72時間以内に実施したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提出を、27日から義務付けると発表しました。 詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。 アイスランド政府(https://www.government.is/news/article/2021/07/19/COVID-19-test-certificate-required-before-departure-for-vaccinated-travellers/>	10月5日	
						在アイスランド 日本国大使館

			【外務省海外安全HP大使館からの安全情報(スウェーデン)9月18日更新】 1 日本からの入国禁止措置の再開 (1) スウェーデン政府による日本からスウェーデンへの入国禁止措置に関しては、6月14日に解除されていましたが、9月20日(月)から、再び入国禁止措置が適用されることになりました。これにより、入国禁止措置の免除事由がない場合には、日本の住民が日本からスウェーデンに入国することはできなくなります。現在のところ、入国禁止措置は10月31日まで適用されることとなっています。 (2) 第三国の国民(EU/EEA諸国以外の国民)であっても、スウェーデンに滞在許可	【外務省海外安全HP(スウェーデン)10月5日更新】 2021年2月6日から、原則として18歳以上の全ての外国人渡航者に対して、入国に際し48時間以内に受検した陰性証明書(注)の提示を義務付ける(ただし、スウェーデンの滞在許可保有者等は例外とする。)。 (注)陰性証明書の要件は以下のとおり。 ・PCR検査、抗原検査、LAMP検査のいずれかであること		外務省 海外安全HP 大使館からの 安全情報
スウェーデン	×	無効	を有する者、住民登録されている者、EUのデジタルCOVID証明書所持者(※日本のワクチン接種証明書とは異なります。)等については、異なる規制が適用されます。 詳細は、スウェーデン警察公式サイト等をご確認ください。 ●9月20日からの入国規制(スウェーデン政府プレスリリース(英語)) (https://www.government.se/press-releases/2021/09/amendments-to-the-entry-ban-for-people-travelling-to-sweden-from-certain-countries-outside-the-eueea/>	・被験者の氏名、検体を採取した日時、実施した検査の種類、検査結果、証明書の発行者が記載されていること・スウェーデン語、英語、語又はデンマーク語で明確に記載されていること	10月5日	(スウェーデン)
			euleear/ 【外務省海外安全HP(スウェーデン)10月5日更新】 EUのデジタル証明書を所持している渡航者以外、原則として日本からの入国を禁止する。			<u>外務省</u> 海外安全HP (スウェーデン)
フィンランド	×	無効	【在フィンランド日本国大使館9月24日更新】8月5日、フィンランド政府は日本からの入国規制を8月9日より再開する旨発表しました。フィンランドへの渡航を検討している方は、入国要件等をご確認ください。 https://valtioneuvosto.fi/en/-/1410869/changes-to-restrictions-on-entry-at-external-borders(フィンランド)10月5日更新情報】日本からの入国を原則禁止する。ただし、有効なワクチン接種証明書(※1、※2)を所持する者、EU加盟国・シェンゲン域内国居住者、医療従事者、国際機関従事者、貨物輸送業従事者、その他人道的配慮を要する者等については入国を許可する。※1 フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。※2 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。	【外務省海外安全HP (フィンランド) 10月5日更新】 ア 日本からの入国に際しては、原則として、有効なワクチン接種証明書(※1、※2)を所持している必要がある。 イ 以下のいずれかを提示する場合、入国時及び入国後の検査並びに自己隔離の義務を免除する。 (ア) 有効なワクチン接種証明書 (2回で有効とされるワクチンについては2回の接種が必要。) (※1、※2) (イ)過去6か月以内の新型コロナウイルス感染歴証明書ウ 以下のいずれかを提示する場合、入国時の検査は免除されるが、入国後3~5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 (ア) 2回接種を要する有効なワクチンの1回目の接種が、入国の14日前までに完了していることを示す証明書 (※2) (イ)入国前72時間以内の陰性証明書 エ 以上のいずれの書類も提示できない者は、入国時及び入国後3~5日以内の検査受検、及び陰性結果が出るまでの自己隔離を要する。 ※1 フィンランド政府が有効と判断するワクチンの接種が完了しており、接種完了日から14日以上が経過している必要がある。 ※2 なお、上記防疫措置の免除・緩和について、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書の有効性は現在確認中。	10月5日	在フィンランド日本国大使館
						<u>外務省</u> 海外安全HP <u>(フィンランド)</u>

			【外務省海外安全HP大使館からの安全情報(デンマーク)9月25日更新】 1 デンマーク外務省の渡航勧告の改定 9月24日、デンマーク外務省は、9月25日16時から適用される渡航勧告の改訂を発表しました。日本は先週に引き続きオレンジ国のままとなり、有効なワクチン接種証明書をお持ちでない場合、「承認に値する目的」や入国後の隔離が求められます。日本からデンマークへの入国に関しては下記2をご参照ください。 渡航勧告の概要は以下のとおりです。 (デンマーク外務省のプレスリリース) https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=1BC0F394-0F8B-4833-A6EA-82918C456A5D	【外務省海外安全HP大使館からの安全情報(デンマーク)9月25日更新】 デンマーク入国後の隔離などの検疫措置 日本からデンマークに渡航する際に有効なワクチン接種証明書がない場合、デンマーク入国 後に検査を受けることと自主隔離が必要となります。また、入国前72時間以内に受けた PCR検査(抗原検査の場合48時間以内)の陰性結果の提示が求められます。(16歳未満 は検査免除) 入国後の自主隔離は10日間求められますが、入国後4日目にPCR検査を受け、その結果が 陰性であれば自主隔離を中止することができます。詳細は下記コロナボータルサイトでご確 認ください。 (自主隔離について) 〈https://en.coronasmitte.dk/rules-and-regulations/entry-into-denmark/legal-		
デンマーク	×	有効	(EUおよびシェンケン域内の国と地域の選前勧告についての包括的な地図) https://com/ak/cha/rejse-og-coholot/rejse-til-uclandet/rejsevejledninger/ (海外旅行の際の良いアドバイスやルール) https://coronasmittedk/raad-og-regler/emper/rejsev-til-uclandet (1) 9月25日(土) 16時から適用される波射動告の変更点の概要 (EUシェンゲン域内の国・地域) ●緑色になる間と地域 緑色になる間と地域 緑色になる間とでは 緑色になる地域: フランズ: Normandy イタリア: Liguria、Sardinia /ルウェー、Rogaland 及び Vestland スペイン: Galicia, Navarre, La Rioja, Castilla y Leon, Extremaclura スイズ: Ticino ●黄色になる間と地域 黄色になる間と地域 黄色になる間とが現外の国・地域) ● ソレンターになる国・ナルウェー、黄色になる地域: なし (EUジェングン域外の国・地域) ・ フリンサンでは外の国・地域) ・ フリンサンでは外の国・地域) ・ クリンと目におってアディマークルフェーンがディマークルブルウェーに接続できることを 窓味する。 ノルウェーンのアシマークルグリルウェーに接続できることを 窓味する。 ノルウェーン回動の検査室野は関映される。 ・ ●縁性表対していない人々を含め、すべてのデンマーク人がブルウェーに接続できることを 窓味する。 ノルウェーン国面の検査室野はは微度がある。をとオレンジの国・地域からの旅行者は、入国時の検査要件が徴度される。ただし、デンマーク機能を完了していない人はブルウェー人国 後に爆離しなければならないことに注意する必要が多る。 詳細については、オスロのデンマーク大使館のCovid-19ウェブサイトを黎煕顔いだい https://rorge.umdk/rejse-eg-cohold/nycoronavirus-covid19 (3) ポスニア・ヘルツェゴビナとモルドバがオレンジ色に変更 ・ EUリストが今週更新され、ボスニア・ヘルツェブビナとモルドバは、感染率が設定されたのの国への不要な接続は表しまないとを意味する。この勧告は、原則として、アクチン接種を記されているため、リストから外された。 ・ ○のことは、デンマークの凝固制限においてが表しまがはまれているのの場ののではおいたとを意味する。この勧告は、原則として、アクチン接種を記されているため、リストから外された。 ・ ○のことは、デンマークの凝固制限においてが表しまがはまれている方を除き、「承認に値する目的はコロナボータルサイトに例示されています。(1) 承認に値する目的はコロナボータルサイトに例示されていますのできを持ている方を終さ、「承認に値する目的はコロナボータルサイトに例示されていますのできないのできないを確認を表しまれています。(1) 深認に値する目的はコロナボータルサイトに例示されています。(1) 深認に値する目的はコロナボータルサイトに例示されていますのできないを確認を表した。(1) 深認に値する目的はコロナボータルサイトに例示されていますのできないを確認を表しますのできないを確認を表しませないとも思いますがあります。(1) 東端に値する目的はコロナボーターの表も関係できないとないませないとも思いますがありますがありませないとも思いますがありますがありますがありますがありますがありますがありますがありますがあり	requirements-rupon-entry〉 検疫措置の例外 上記様疫情置は、欧州医薬品庁(EMA)承認のワクチンを完全接種している方には適用されません。また、日本の各自治体が発行するワクチン接種証明書はデンマークで有効とされています。 なお、日本のワクチン接種証明書が有効と認定されるためには、以下の要件に合致している必要があります。 ●氏名、生年月日、ワクチンの種類、ワクチンの接種の対していること・ ●欧州医薬品庁(EMA)に認められているワクチン ネカ及びジョンソン&ションソン)を接種していること ●ワクチン接種後14日間(2回接種が必要なワクチンは2回目接種から14日間)経過していること ●ワクチンを完全接種後12ヶ月経過していないこと	9月25日	外務省 海外安全HP 大使館からの 安全情報 (デンマーク)

ロシア	Δ	証明証を求めない。	【在ロシア日本国大使館4月23日更新】 1. ロシア当局は、4月16日から日本を含む次の29カ国との間の往来について制限を緩和し、それらの国の国籍者が、往来制限が緩和された国のいずれかからの定期便で入国する場合には入国を認めることとなりました。これにより、日本国籍者のロシア入国にあたっては、従来の直行便だけでなく、これらの国の経由便も利用できることになります。また、ロシアからこれらの国を直接往復することも可能となります。 (4月22日時点での定期便再開国) アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルメニア、インド、ウズベキスタン、英国、エジブト、エチオピア、カザフスタン、カタール、韓国、キルギス、ギリシャ、キューバ、シリア、シンガボール、スイス、スリランカ、セイシェル、セルピア、タジキスタン、タンザニア、ドイツ、トルコ、日本、フィンランド、ベネズエラ、ベトナム、モルディブ 2. ただし、上記1の国のうち、次の国との間では、現在、現地の感染状況の悪化により、定期便の一時停止など、往来が制限されています。それぞれの国の感染状況によっては緩和策の中止や検疫の強化などが急に導入されることがあります。ロシアへの再入国用ピザの取得可否の確認も含め、渡航にあたっては十分にご注意ください。・英国 6月1日まで定期便は一時的に停止・トルコ 6月1日まで定期便は一時的に停止・タンザニア 6月1日まで定期便は一時的に停止	【在ロシア日本国大使館4月23日更新】 ロシア入国後の検疫手続きや自己隔離措置については引き続き維持されます。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されますので、空港係官の指示があったら、それに従ってください。 ・継続される検疫措置 ロシア入国前3日以内に受検した英文又は露文陰性証明書の提示 労働許可を受けた外国人労働者(HQSを含む)とその家族の入国後14日間の自己隔離実施 (注:ビジネス出張者、旅行者などは自己隔離の実施義務なし) ・新たな検疫措置 外国から到着した外国人に対する無作為抽出による検査	4月23日	在ロシア 日本国大使館
カナダ	×	有効	【在カナダー本国大使館10月4日更新】カナダ連邦政府は、以下の【入国制限とその免除対象】を定めています。一方で、2021年7月5日23:59[SST]以降、カナダへの入国が許可され、COVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、カナダ到薔後の隔離、または8日目のCOVID-19快査を受けるというカナダ連邦政府の検疫措置が後除されます。また、2021年9月7日以降に入国するCOVID-19ワクチン接種を完了した渡航者は、入国制限の免除対象とされます。ご自身が入国制限の免除対象となっているか、その他詳細については以下連邦政府ホームページを必ずご確認ください。〇カナダ連邦政府ホームページれたりは「作本velegc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canadaと【入国制限とその免除対象】(1)カナダ連邦政府は、新型コロナウイルス対策として、カナダ国籍者以外(カナダ連邦政府は、新型コロナウイルス対策として、カナダ国籍者の家族及び近親者、カナダ永住者及びその近親者、航空クルー、外交官、米国籍者を除く)の入国を禁止しています。この渡航制限に関する免除対象(カナダで労働・留学を許可された外国人を含む)は、以下のウェブサイトで公表し、随時更新しています。※近親者の定義: ・配偶者まだは関する免除対象(カナダで労働・留学を許可された外国人を含む)は、以下のカンフサイトで公表し、随時更新しています。 ・記偶者まだは内でいます。・記録者は、1年間を持足をできまだしている扶養児童、配偶者まだは債習法のパートナーの扶養児童・本人の配偶者まだは慣習法のパートナーの扶養児童・本人の配偶者まだは慣習法のパートナーの規または継親・保護者まだは後見ん。 ○股航制限及び免除対象 小村は55//travelgc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start?utm_source-canada-ca_imm_travel-restrictions/wizard-start?utm_source-canada-ca_imm_travel-restrictions-exemptions&utm_medium=redirect&utm_content=en>〇労働者、留学生、訪問者(小thtps://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/visitors-foreign-workers-stuclents html/trastrictions-wyckers>○免除の場合の労働許可証等の申請 小れたち//www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/visitors-foreign-workers-stuclents html/trastrictions-wyckers>○免除の場合の労働許可証等の申請 小れたち//www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/work-canada/permit/temporary/need-work-permit-work.html)(2)5歳以上のすべての航空機によるカナダ入国者に対して、COVID-19陰性証明の提示を義務づけている。	【在カナダ日本国大使館10月4日更新】 カナダ取府は、ワクチン接種を完了していない入国者に対する14日間の自己隔離を義務付けています。また、カナダ入国者が信頼できる自己隔離計画を示せない場合にはホテル等の指定施設で自己隔離を行うことが義務付けられています(罰則あり)。 〇 カナダ入国者への義務的要求の更新 https://www.canada.ca/en/public-health/news/2020/04/government-of-canada-updates-mandatory-requirements-for-travellers-entering-canada.html> 〇 カナダ国境サービス庁の発表 https://www.canada.ca/en/border-services-agency/news/2020/06/changes-to-travel-restrictions-for-immediate-family-members-of-canadian-citizens-and-permanent-residents.html>	10月4日	在力ナダ日本国大使館

ノルウェー領 スパールパル諸島	以下の基準を満たす場合はノルウェー本国を経由することができる。 ・スパールバルの永住者 ・スパールバルでの仕事(スパールバルに関連する実際の職務、研究課題を含む)のための往来。 ・スパールバルで雇用契約、現地雇用者/クライアントまたは協力機関(ニーオルスンでの活動に関しては、通常ノルウェー極地研究所/キングスペイ社となる)からの証明により職務を文書化できる。 9月25日16:00から、ノルウェー本国からスパールバルへ渡航する前のコロナ検査が陰性であるという必須要件は無くなります。ただし、スパールバルへ行く前にノルウェー本国で入国検疫を実施しなければなりません。	9月24日	<u>スパールバル</u> 知事
スハールバル商品			<u>ノ</u> ルウェー 移民局 _(UDI)_
グリーンランド	「ワクチンの完全接種者のみグリーランドへ渡航でき、15~17歳の子供にも適用される。ただし、グリーンランドの居住者、14歳以下の子供は免除される。9月3日前にグリーンランドへのチケットを購入した、ワクチン未接種また部分接種の15~17歳の子供はグリーランドへ渡航することができる。この規制は10月31日まで有効。	10月5日	<u>Visit Greenland</u> <u>(グリーンランド</u> <u>渡航サイト)</u>
米国アラスカ州	ワクチン未接種者の旅行前の受検は感染拡大防止につながるとしている。また、旅行者は到着時に無料で受検できる。ワクチン接種者(完全接種)は、受検や自己検疫が求められない。 6月1日から、アラスカへの旅行者は無料のワクチンを接種できる。	_	アラスカ州政府
	共同利用施設		
	Kings Bay社は渡航者へ追加の制限を課さないが、一般規則(ソーシャル・ディスタンス、手指衛生等)は適用される。到着後3日間の施設利用制限、食時の提供時間・場所の指定措置は解除された。		Nyalesund
ニーオルスン基地	は肝臓ではいた。 ニーオルスンへの渡航者は、雇用状況とニーオルスンへ渡航する必要性が記載された雇用主による正式なレターが必要である。NPはノルウェーのホストとして、サポートレターを発行できる。サポートレターは入国許可を保証するものではないため注意すること。入国の最終決定はノルウェー国境警察がおこなう。	8月23日	Research Station (ニーオルスン基 地サイト)
	現在、平常の運営に戻っている。1mのソーシャル・ディスタンスの規則はなくなったが、手指や咳の衛生を良くし、体調が悪い場合は家に滞在し検査を受けることが重要。		
スパールバル大学(UNIS)オフィス		_	スパールバル大学
	共同研究提携施設	1	
	大学のキャンパスや敷地への訪問者は、大学の運営ガイドラインと安全対策を遵守する必要がある。 コロナウイルスに関する情報はフェアバンクス校特設ページを参照のこと。		
アラスカ大学フェアバンクス校			<u>アラスカ大学</u>
国際北極圏研究センター(IARC)		5月25日	フェアバンクス校 特設ページ
チェコ・スパボーダ基地 (ロングイヤービン)	6月1日~8日に観測船Clioneによる海洋観測を実施。(Facebookに記載)一部を除き、6月初めより基地を再開。	6月1日	チェコ・ スバボーダ基地
グリーンランド天然資源研究所 (GINR)施設	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	_	GINR施設
カナダ極北研究ステーション (CHARS)基地	2021年の研究サポートの申請や共用スペースの利用申請を受け付ける。申請フォームを期限(2021年6月~2021年10月の利用申請:6月18日、2021年11月~2022年2月の利用申請:8月27日)までに提出する必要あり。	6月3日	力ナダ政府
ロシア スパスカヤパッド観測拠点	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	_	_
ロシア ケープ・バラノバ基地	施設の使用制限に関する情報は公開されていない。	_	_
カナダ ラバル大学北方研究センター (CEN)	研究ステーションは特定の条件下で利用できる。研究ステーションの予約、承認については、右記サイトの連絡先までメールすること。	_	北方研究センター

※1「感染症危険情報」のカテゴリー及び発出の目安

カテゴリー	発出の目安
レベル1:十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2:不要不急の渡航は 止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3:渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止の ために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4:退避してください。 渡航は止めてください。 (退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

詳細:外務省海外安全ホームページ 感染症危険情報

詳細:新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

※2 日本からの渡航者や日本人の入国または入域

記号	説明
0	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限が解除され、入国後の行動制限措置が撤廃されている。
Δ	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置が解除されているが、入国後の行動制限措置をとっている。
×	日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置および入国後の行動制限措置をとっている。

| | 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置 | ※日本から帰国される際には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置をご確認下さい。(帰国後の検疫場所が異なりますのでご注意下さい)

日本-ニーオルスンにおける主な航空路線の状況

航空会社	便名	状況	確認日	詳細		
スカンジナビア航空(SAS)	SK0984/SK0983	7月12日より運行再開。月・金に羽田⇔コペンハーゲン便運航。(航空貨物代理店、SASカスタマーサービス)	10月6日	SAS欠航情報		
へハノファ Cア MI王(SAG)	SK4414/SK4425	オスロ⇔ロングイヤービン便は通常運航。	10月6日	SAS予約サイト		
フィンエアー(Finnair)	AY5072/AY5073	羽田⇔ヘルシンキ便は通常運航	10月6日	-		
	AY914/AY915	ヘルシンキ⇔オスロ便は通常運航。	10月6日	-		
日本航空(JAL)	JL47/J48	羽田⇔ヘルシンキ便は通常運航。	10月6日	-		
	JL6811/JL6810	ヘルシンキ⇔オスロ便は通常運航。	10月6日	-		

日本-ニーオルスンにおける荷物の輸送状況

配送会社	配送方法	状況	確認日	詳細
日本郵便	EMS	日本からニーオルスンへの発送が可能。配送期間は2週間程度。7月発送実績あり。 ※配達遅延・引受停止については右記に示す、日本郵便HPからご確認下さい。	10月6日	日本郵便 配達引受情報
Posten	国際郵便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。6月発送実績あり。 ※発送停止の情報については右記に示す、ノルウェー郵便(Posten)HPからご確認下さい。	9月10日	<u> </u>
Bring	国際郵便/国際宅配便	ニーオルスンから日本への発送が可能。配送期間は3週間程度。 ※発送に関する情報については、右記に示すBringカスタマーサービスHPからご確認下さい。	-	Bring カスタマーサービス
DHL	国際宅配便	日本~ニーオルスン間の輸送が可能。ただし、国連番号がついている危険品(例:UN1002 圧縮空気)は輸送不可。ニーオルスンから発送する場合はKings Bay社へ確認のこと。	2020年 11月19 日	-
FedEx	国際宅配便	日本~ニーオルスン間の輸送が可能。国連番号がついている危険品については、往路、復路 で発送要件が異なるため現地法人へ確認のこと。	3月25日	-
SAS Cargo	国際航空貨物	7月12日よりスカンジナビア航空は、羽田〜コペンハーゲン間の運行を再開。航空貨物代理店より、航空貨物の輸送業務が可能との連絡あり。	7月9日	-